

令和4年 第10回

三種町選挙管理委員会議案

令和4年10月28日提出

日 時 令和4年10月28日（金）

午後3時00分

場 所 三種町役場 第3会議室

署名委員

署名委員

第 次

- 1 委員長あいさつ
- 2 会議録署名委員の指名（ 委員、 委員）
- 3 案 件
 - 報告第 2 7 号 裁判員候補者の予定者の選定について
 - 報告第 2 8 号 検察審査員候補者の予定者の選定について
 - 報告第 2 9 号 専決処分した事項について
 - 協議第 5 号 三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について
 - 議案第 6 1 号 三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する規程の一部改正について
 - 協議第 6 号 投票率向上のための投票区等の運営方針について（継続）
- 4 その他

報告第 27 号

裁判員候補者の予定者の選定について

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第 21 条第 1 項の規定により、裁判員候補者の予定者を次のとおり選定した。

令和 4 年 10 月 28 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 嶋 田 仁

- 1 選定人数 27 人
- 2 裁判員候補者予定者名簿 別紙のとおり

報告第28号

検察審査員候補者の予定者の選定について

検察審査会法第10条第1項の規定により、検察審査員候補者の予定者を次のとおり選定した。

令和4年10月28日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 嶋 田 仁

- 1 選定人数 82人
- 2 検察審査員候補者予定者名簿 別紙のとおり

報告第 29 号

専決処分した事項の報告について（欠格者の表示）

選挙権を有しなくなった者について、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）
第 27 条第 1 項の規定により、別紙のとおり選挙人名簿に表示した。

令和 4 年 10 月 28 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 嶋 田 仁

協議第 5 号

三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について

三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正することについて、次のとおり事務を進めてよいか協議する。

令和 4 年 1 0 月 2 8 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 嶋 田 仁

1 改正理由

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 1 7 2 号）の公布により、選挙運動の公営に要する経費の限度額が引き上げられたことから、同施行令の限度額に準じた改正を行う。

2 改正内容

選挙運動の公営に要する経費の限度額を次のとおり引き上げる。

区分	公費負担の対象	公費負担の限度額	
		改正前	改正後
自動車の借入（レンタル、個人、会社等からの借入）	使用された各日の料金の合計額（1 日 1 台に限る。）	1 5 , 8 0 0 円／日	<u>1 6 , 1 0 0 円／日</u>
燃料の供給	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金	7 , 5 6 0 円／日	<u>7 , 7 0 0 円／日</u>
選挙運動用ビラ	選挙運動用ビラの作成に要した料金	7 円 5 1 銭	<u>7 円 7 3 銭</u>
選挙運動用ポスター	選挙運動用ポスターの作成に要した料金	525 円 6 銭×157 枚＋ 310, 500 円÷157 箇所 =2, 503 円／枚	<u>541 円 31 銭×157 枚＋ 316, 250 円÷157 箇所 =2, 556 円／枚</u>

3 施行期日

条例公布の日から。この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

(協議第5号別紙)

三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例（案）

三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（令和2年三種町条例第33号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「1万5,800円」を「1万6,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第8条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第11条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「31万500円」を「31万6,250円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例（案） 新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（選挙運動用自動車の使用に係る公費の支払） 第４条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第２条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。 （１） （略） （２） 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額 ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において選挙運動用自動車の借入契約により２台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか１台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれ	（選挙運動用自動車の使用に係る公費の支払） 第４条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第２条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。 （１） （略） （２） 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額 ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において選挙運動用自動車の借入契約により２台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか１台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれ

につき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用
に対し支払うべき金額（当該金額が1万6,100円を超える場合
には、1万6,100円）の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である
場合 当該契約に基づき、当該選挙運動用自動車に供給した燃料の
代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運
動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基
づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,700円に当該候補
者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8
項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前
日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数
を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、当
該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約であ
る場合 当該選挙運動用自動車の運転手（同一の日において2人以
上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者
が指定するいずれか1人の運転手に限る。）のそれぞれにつき、選
挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対
し支払うべき報酬の額（当該報酬の額が1万2,500円を超える

につき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用
に対し支払うべき金額（当該金額が1万5,800円を超える場合
には、1万5,800円）の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である
場合 当該契約に基づき、当該選挙運動用自動車に供給した燃料の
代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運
動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基
づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補
者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8
項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前
日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数
を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、当
該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約であ
る場合 当該選挙運動用自動車の運転手（同一の日において2人以
上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者
が指定するいずれか1人の運転手に限る。）のそれぞれにつき、選
挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対
し支払うべき報酬の額（当該報酬の額が1万2,500円を超える

場合には、1万2,500円)の合計金額

(選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払)

第8条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円73銭を超える場合には、7円73銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払)

第11条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポ

場合には、1万2,500円)の合計金額

(選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払)

第8条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払)

第11条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポ

スターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、541円31銭に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を超える場合には、当該除して得た金額）に、当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

スターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、525円6銭に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万500円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を超える場合には、当該除して得た金額）に、当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

議案第 6 1 号

三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する規程
の一部改正について

三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する規程を次のとおり改正する。

令和 4 年 1 0 月 2 8 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 嶋 田 仁

1 改正理由

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 1 7 2 号）の公布により、選挙運動の公営に要する経費の限度額が引き上げられたことから、同施行令の限度額に準じた改正を行う。

2 改正内容

各様式に記載されている限度額を改める。

3 施行期日

三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の施行日とする。

(議案第 6 1 号別紙)

三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する規程の一部を改正する告示

三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する規程（令和 2 年三種町選挙管理委員会告示第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「第 7 条」を「条例第 7 条」に、「第 1 0 条」を「条例第 1 0 条」に改める。

様式第 4 号中「1 5, 8 0 0 円」を「1 6, 1 0 0 円」に改める。

様式第 5 号中「7 円 5 1 銭」を「7 円 7 3 銭」に、「切上げ」を「切り上げ」に、
「
525円6銭×ポスター掲示場数+310,500円」を
「
316,250円+541円31銭×ポスター掲示場数」に
」

改める。

様式第 6 号中「1 5, 8 0 0 円」を「1 6, 1 0 0 円」に、「7. 5 1」を「7. 7 3」に、
「
525円6銭×ポスター掲示場数+310,500円」を
「
316,250円+541円31銭×ポスター掲示場数」に
」

改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 4 年 月 日から施行する。

(適用区分)

2 この告示による改正後の三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する規程の規定は、この告示の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する規程の一部を改正する告示（案） 新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（燃料供給業者等への確認書の提出） 第４条 候補者は、前条第１項の確認を受けた場合には、直ちに、同条第２項の確認書を、条例第３条に規定する有償契約を締結した選挙運動用自動車の燃料を供給する者（以下「燃料供給業者」という。）、<u>条例第７条</u>に規定する有償契約を締結したビラの作成を業とする者（以下「ビラ作成業者」という。）又は<u>条例第１０条</u>に規定する有償契約を締結したポスターの作成を業とする者（以下「ポスター作成業者」という。）に提出しなければならない。 様式第４号（第５条関係） 選挙運動用自動車使用証明書（自動車） （略） ４ 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車１台につき１日当たり次の金額までです。 （１） 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 ６４，５００円 （２） （１）以外の場合 <u>１６，１００円</u> （略）	（燃料供給業者等への確認書の提出） 第４条 候補者は、前条第１項の確認を受けた場合には、直ちに、同条第２項の確認書を、条例第３条に規定する有償契約を締結した選挙運動用自動車の燃料を供給する者（以下「燃料供給業者」という。）、<u>第７条</u>に規定する有償契約を締結したビラの作成を業とする者（以下「ビラ作成業者」という。）又は<u>第１０条</u>に規定する有償契約を締結したポスターの作成を業とする者（以下「ポスター作成業者」という。）に提出しなければならない。 様式第４号（第５条関係） 選挙運動用自動車使用証明書（自動車） （略） ４ 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車１台につき１日当たり次の金額までです。 （１） 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 ６４，５００円 （２） （１）以外の場合 <u>１５，８００円</u> （略）

様式第 5 号（第 5 条関係）

選挙運動用ビラ作成証明書

（略）

4 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

（1）枚数 枚

（2）限度額 7 円 7 3 銭（単価）×確認された作成枚数＝限度額（1 円未満の端数は切り上げる。）

（略）

（その 2）

選挙運動用ポスター作成証明書

（略）

4 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

（1）枚 数

ポスター掲示場数

（2）限度額

3 1 6, 2 5 0 円 + 5 4 1 円 3 1 銭 × ポスター掲示場数 = 単価
ポスター掲示場数

1 円未満の端数は切り上げる。

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

様式第 6 号（第 6 条関係）

様式第 5 号（第 5 条関係）

選挙運動用ビラ作成証明書

（略）

4 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

（1）枚数 枚

（2）限度額 7 円 5 1 銭（単価）×確認された作成枚数＝限度額（1 円未満の端数は切上げる。）

（略）

（その 2）

選挙運動用ポスター作成証明書

（略）

4 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

（1）枚 数

ポスター掲示場数

（2）限度額

5 2 5 円 6 銭 × ポスター掲示場数 + 3 1 0, 5 0 0 円 = 単価
ポスター掲示場数

1 円未満の端数は切り上げる。

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

様式第 6 号（第 6 条関係）

(略)

別紙 (その 2)

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(1) 自動車の借入れ

使用年月日	借入れ金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
年 月 日	円	<u>16,100円</u>	円	
年 月 日	円	<u>16,100円</u>	円	
年 月 日	円	<u>16,100円</u>	円	
年 月 日	円	<u>16,100円</u>	円	
年 月 日	円	<u>16,100円</u>	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(ア) 又は (イ) のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

(略)

別紙

請 求 内 訳 書

(選挙運動用ビラの作成)

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価	枚数	金額	単価	枚数	金額	単価	枚数	金額	
(A)	(B)	(A) × (B) = (C)	(D)	(E)	(D) × (E) = (F)	(G)	(H)	(G) × (H) = (I)	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
			<u>7.73</u>						

備考

- (E) 欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- (G) 欄には、(A) 欄と (D) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- (H) 欄には、(B) 欄と (E) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

(略)

別紙 (その 2)

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(1) 自動車の借入れ

使用年月日	借入れ金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
年 月 日	円	<u>15,800円</u>	円	
年 月 日	円	<u>15,800円</u>	円	
年 月 日	円	<u>15,800円</u>	円	
年 月 日	円	<u>15,800円</u>	円	
年 月 日	円	<u>15,800円</u>	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(ア) 又は (イ) のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

(略)

別紙

請 求 内 訳 書

(選挙運動用ビラの作成)

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価	枚数	金額	単価	枚数	金額	単価	枚数	金額	
(A)	(B)	(A) × (B) = (C)	(D)	(E)	(D) × (E) = (F)	(G)	(H)	(G) × (H) = (I)	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
			<u>7.51</u>						

備考

- (E) 欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- (G) 欄には、(A) 欄と (D) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- (H) 欄には、(B) 欄と (E) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

(略)

別紙

請 求 内 訳 書
(選挙運動用ポスターの作成)

ポスタ 一掲示 場数	作成金額			基準限度額			請求金額		
	単価	枚数	金額	単価	枚数	金額	単価	枚数	金額
	(A)	(B)	(A) × (B) = (C)	(D)	(E)	(D) × (E) = (F)	(G)	(H)	(G) × (H) = (I)
箇所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円

備考

- 「ポスター掲示場数」の欄には、ポスター作成証明書の「ポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- (D) 欄には、次により算出した額を記載してください。
3 1 6, 2 5 0 円 + 5 4 1 円 3 1 銭 × ポスター掲示場数 1 円未満の端数は切り上げる。
ポスター掲示場数
- (E) 欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- (G) 欄には、(A) 欄と (D) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- (H) 欄には、(B) 欄と (E) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

(略)

別紙

請 求 内 訳 書
(選挙運動用ポスターの作成)

ポスタ 一掲示 場数	作成金額			基準限度額			請求金額		
	単価	枚数	金額	単価	枚数	金額	単価	枚数	金額
	(A)	(B)	(A) × (B) = (C)	(D)	(E)	(D) × (E) = (F)	(G)	(H)	(G) × (H) = (I)
箇所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円

備考

- 「ポスター掲示場数」の欄には、ポスター作成証明書の「ポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- (D) 欄には、次により算出した額を記載してください。
5 2 5 円 6 銭 × ポスター掲示場数 + 3 1 0, 5 0 0 円 1 円未満の端数は切り上げる。
ポスター掲示場数
- (E) 欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- (G) 欄には、(A) 欄と (D) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- (H) 欄には、(B) 欄と (E) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

協議第 6 号

投票率向上のための投票区等の運営方針について（継続）

投票率向上のための投票区等の運営方針について協議する。

令和 4 年 1 0 月 2 8 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 嶋 田 仁

【今後の日程について】

12月 1日（木） 第11回選挙管理委員会
午前9時 第3会議室